



2023年4月27日

各位

会社名 株式会社 八十二銀行
代表者名 取締役頭取 松下正樹
(コード番号 8359 東証プライム市場)
問合せ先 企画部長 木村岳彦
(TEL. 026-227-1182)

株式交換により増加する「資本準備金」の額の減少及び
「その他資本剰余金」への振替に関するお知らせ

当行は、本日付けの取締役会決議により、下記のとおり、「資本準備金」の額を減少し、「その他資本剰余金」に振り替えることを決定いたしましたので、お知らせいたします。なお、当行の業績に与える影響はありません。

記

1. 資本準備金の額の減少の目的

当行は、2023年1月20日に公表した「株式会社八十二銀行と株式会社長野銀行の株式交換による経営統合に関する最終合意について」のとおり、2023年6月1日を効力発生日(予定)として、当行を株式交換完全親会社、株式会社長野銀行を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行う予定ですが、今般、本株式交換後の機動的な資本政策の遂行が可能となるよう、本株式交換と同時に、本株式交換により増加する資本準備金の額の増加分全額を減少し、その他資本剰余金に振り替えることといたしました。

2. 資本準備金の額の減少の要領

本株式交換により当行の資本準備金の額が増加することを停止条件として、以下のとおり資本準備金の額を減少します。

(1) 減少する資本準備金の額

本株式交換による資本準備金の増加額

(注1) 本株式交換に係る株式交換契約において、資本準備金の増加額は、会社計算規則に従い当行が別途定める金額とされています。資本準備金の具体的な増加額は、本株式交換の対価として交付される当行株式(株式数: 22,664,539株(予定))の時価を基礎として算定されます。なお、本株式交換により、当行の資本金の額は増加いたしません。

(注2) この資本準備金の額の減少は、本株式交換と同時に、本株式交換による資本準備金の増加額を減少するものです。したがって、その効力が生じた後の当行の資本準備金の額は、本株式交換の効力発生の直前時点における資本準備金の額と同額になります。

(2) 減少する資本準備金の額の取扱い

減少する資本準備金の額は、資本金とせず、全額をその他資本剰余金とします。

(3) 資本準備金の額の減少の方法

会社法第 448 条第 3 項に基づき、取締役会の決議によって資本準備金の額を減少します。

3. 資本準備金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日 2023 年 4 月 27 日

(2) 債権者異議申述期間 2023 年 4 月 29 日から 2023 年 5 月 29 日まで

(3) 効力発生日（予定） 2023 年 6 月 1 日（本株式交換の効力発生日と同日）

4. 今後の見通し

本件による資本準備金の額の減少は、資本準備金の一部をその他資本剰余金へと振り替えるものであり、
当行の純資産の額に変動はなく、当行の業績に与える影響はありません。

なお、減少する資本準備金の具体的な額については、確定次第改めてお知らせいたします。

以 上